

# 逢坂班研修セミナー④

## グループ診療

事例) 時代に合わせて変わる医師会

1. グループ診療とは？

2. 後方支援病院の役割

島根県浜田保健所 中本 稔

自己紹介

愛媛大学、山口大学、山口県立大学から

2006年 広島市東保健センター長

2012年 島根県(浜田、県央、益田、出雲、浜田)

# ☆24時間365日の医療 の 提供はできるか？

日常診療の患者対応もある。

スタッフの対応も限界がある。

まして、医師自身の生活も守りたい。

「夜間、休日まで往診・訪問診療はできない。」

開業医 「在支診は難しいなあ」

「年をとると、辛いなあ」

# 事例)時代に合わせ変わる医師会・病院 (広島市東区医師会)

平成20年?ごろ、  
多職種連携会議や医師会研修会に参加しながら、開業医と懇談。

○区内の病院から在宅へ退院するとき、  
在宅診療の**主治医=かかりつけ医**がない。

山口県宇部市の「主治医紹介の仕組み」を中本から紹介。

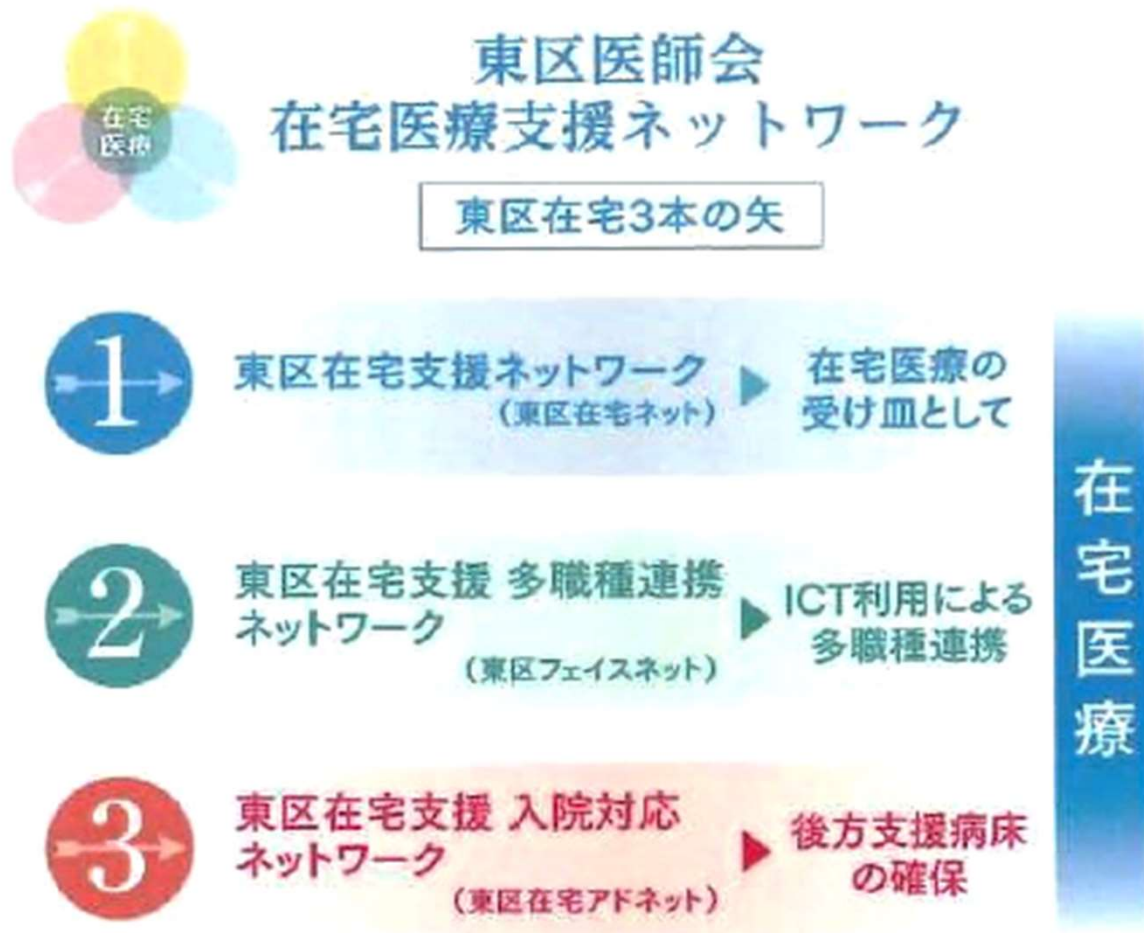
○長く診ていると、かかりつけ患者の  
往診や訪問診療を始めることに。  
休日や学会研修の時間がない。「**ちょっと診てほしい**」  
主治医・副主治医（緩いグループ診療）

メールによる情報交換を提案した。

# 事例)時代に合わせ変わる医師会・病院 (広島市東区医師会)

- これらの課題に協力してもいいと  
約20名の医師会会員が、  
メールアドレスを医師会に登録した。
- 医師会事務局から情報発信し、  
「主治医になってもいい」  
「週末は空いているので診療する」  
の上げの返信。  
(詳細情報は、患者家族了解の上、医師間で行う)
- のちに、患者情報交換はフェイスネットに発展

# 事例) 時代に合わせ変わる医師会・病院 (広島市東区医師会)



矢を増やしていった

○介護保険開始に  
合わせ、開業医と  
訪看、介護の  
多職種連携

後にフェイスネット

+

○在宅ネット=

主治医紹介

緩いグループ診療

+

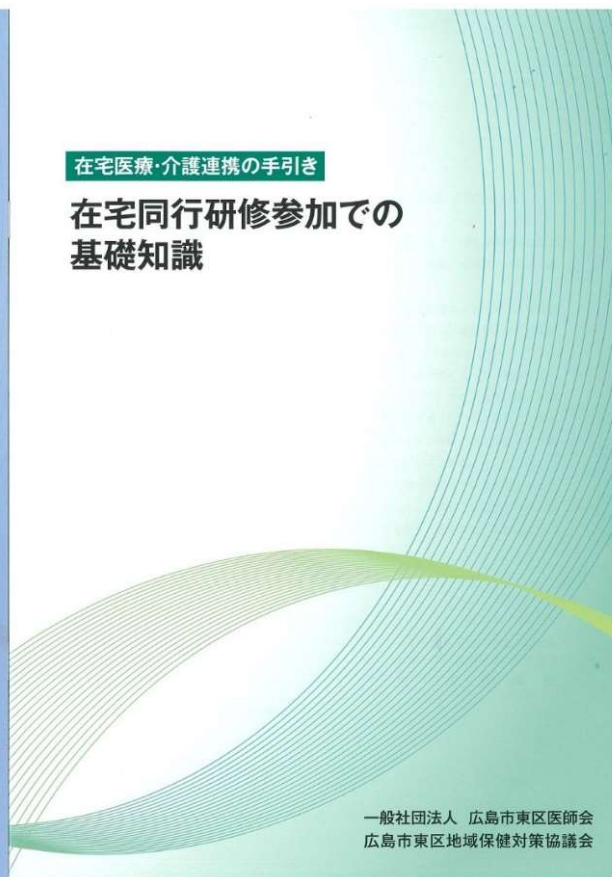
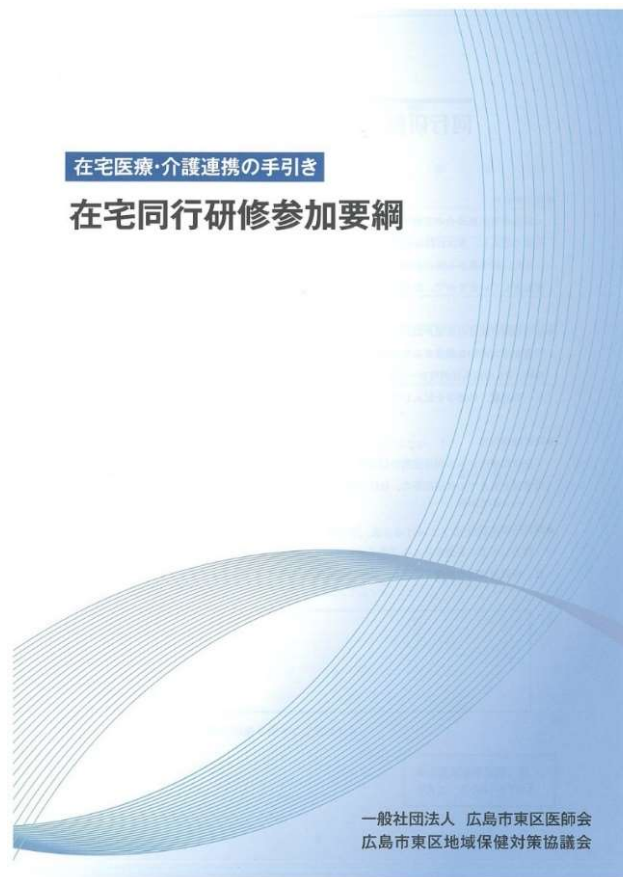
○在宅支援入院

後方支援病床

(6病院4診療所)

(金谷他, 広島医学 72(3)138-145, 2019)

# 事例) 時代に合わせ変わる医師会・病院 (広島市東区医師会) 在宅医療の仲間を増やす同行研修



- 1 在宅医療の概要
- 2 在宅医療の流れ
- 3 訪問診療と往診の違い
- 4 訪看ステーション
- 5 訪問リハビリテーション
- 6 訪問歯科診療
- 7 訪問薬剤指導管理
- 8 介護保険制度
- 9 多職種連携の方法

# 1. グループ診療とは？ (研究班で合意できるか？)

## グループ診療とは(中本案)

複数の医師が一定のルールで、

単一、または複数の患者を

協働して、診療管理する。

患者(家族)の選択、連携機関の選択が前提

○メリットが大きい

医師の時間管理(生活時間や休息、研修を確保)

△デメリット

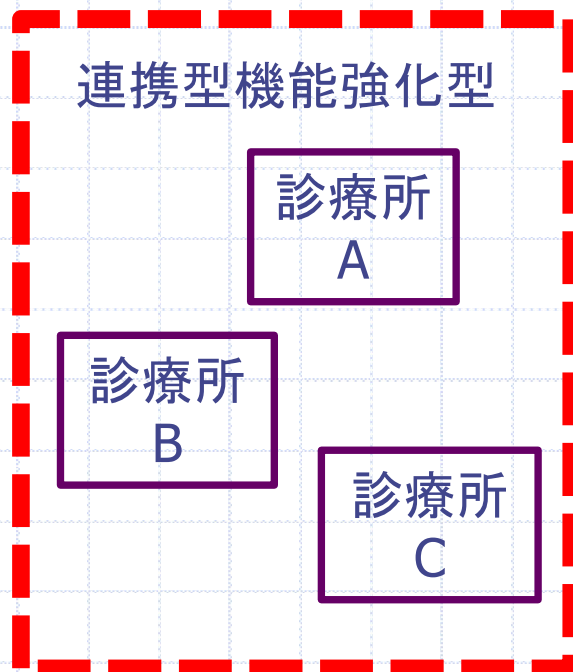
連携ルールの「しぼり」を嫌う在宅医は少なくない。

# グループ診療のイメージ？

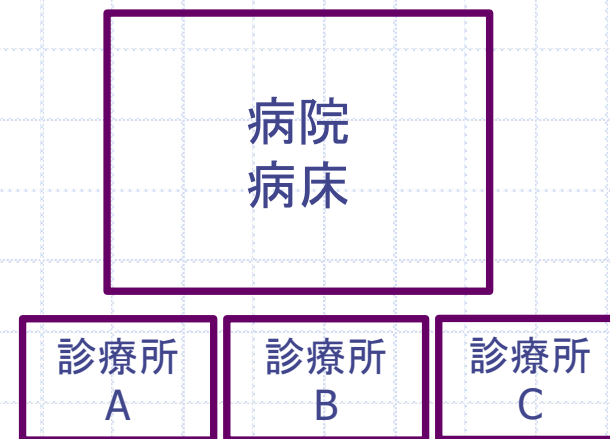
単独型機能強化型



連携型機能強化型



在支病、後方支援病院等



訪問看護ステーションや居宅介護事業所などと連携が必須

時に、老健や老人ホームなどの介護施設との連携や、ケアミックスなど多種多様



# グループ診療を後押しする仕組み

診療報酬で、複数医師体制は単価高い

2012年「**機能強化型(連携型)**在宅療養支援診療所」

「機能強化型」の条件

- ①在宅医療を担当する常勤医師が連携内3人以上
- ②連携内で1年間に緊急往診10人以上、看取り4人以上
- ③在宅医療・介護連携推進事業で

積極的役割を担うことが望ましい

\* 2022~すべての在支診・在支病に

**厚労省ガイドライン等にもとづく適切な意思決定支援に係る指針を策定**

保健所としては、

市町村の在宅医療・介護連携推進事業への参画や、

地域での意思決定支援関連の事業などで、接点が作れそう

## 連携型機能強化型

## 在宅療養支援診療所(グループ診療)の例

出雲市内の6医療機関(開業医)が  
平成24年からチームを組む。

平成28年からは夜間・休日の往診を「輪番」

自院の常勤医師に加えて、  
他の5医療機関の非常勤医師に登録。

夜間・休日は看護師対応の「コールセンター」に1本化。

看護師が当番医師に連絡

電子カルテは、非常勤医師として閲覧権限。リモートも可

## 2. 後方支援病院

- 在宅療養中の患者の病状悪化時に緊急入院  
24時間365日の対応を行うには、緊急入院想定「病床確保」

2014～ 在宅患者緊急入院加算の割り増し  
在宅患者共同診療料※

### 後方支援病院のルール

- ①病院が在支診と連携
  - ②緊急時入院希望患者リスト一覧
  - ③病院体制の説明をしておくこと(在支診で代理可)
- もちろん、本人(家族)の同意の上

※在宅患者共同診療料(往診、訪問診療)

後方支援病院医師が患者宅に出向く。専門診療科の診察、緊急入院の検討など。

# 後方支援・病診連携は 在宅診療を助ける！

## 診療所側

- 重篤で緊急性がある患者を病院に任せることで、通常診療、訪問診療や往診を続けることができる。
- 高齢の医師には「入院」は助かる。

## 病院側

- 「後方支援病院」では、事前に患者情報もリスト化していることから、緊急入院もスムーズ。
- 入退院連携が強まる？  
「緊急時には入院選択もあるから、早期退院しましょう」